

北九州市上下水道局広告掲載要綱

（目的）

第1条 この要綱は、北九州市上下水道局（以下「上下水道局」という。）有資産への民間企業等の広告の掲載等を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、上下水道局の新たな財源を確保し、もって、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）広告媒体 広報印刷物、ホームページ、財産等上下水道局の資産のうち、広告掲載が可能なものとして第3条の規定により定めたものをいう。
- （2）広告掲載 広告媒体などに民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

（広告媒体の決定）

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、北九州市上下水道局長（以下「管理者」という。）が決定する。

（広告の範囲）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- （1）法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - （3）人権侵害となるもの
 - （4）政治性のあるもの
 - （5）宗教性のあるもの
 - （6）社会問題についての主義主張
 - （7）個人又は法人の名刺広告
 - （8）美観風致を害するおそれがあるもの
 - （9）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - （10）その他上下水道局の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

（広告審査委員会）

第5条 上下水道局は、広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

- 2 審査会の委員長は総務経営部長をもって充て、委員は経理・資産活用課長、広告媒体を所管する所属長など関係課長をもって充てる。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、所定の場所において開催するほか、情報通信技術を利用する方法により開催することができる。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じ審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、経理・資産活用課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は管理者が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。